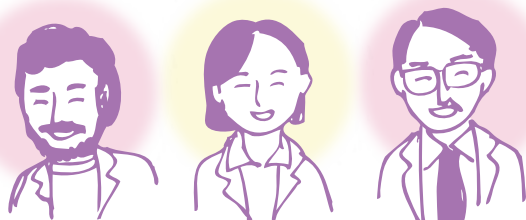


●お問い合わせ、ご相談はこちらへ

- 日本カトリック司教協議会 難民移住移動者委員会 .....  
(J-CaRM 日本カトリック難民移住移動者委員会)  
Tel. 03-5632-4441 E-mail: jcarm@cbcj.catholic.jp
- (札幌) うえるかむはうす .....  
Tel. 011-222-6766 E-mail: sapporo.welcomehouse@gmail.com
- (さいたま) オープンハウス (さいたま教区国際交流センター) .....  
Tel. 048-827-0055 E-mail: open-house@nifty.com
- (東京) カトリック東京国際センター CTIC .....  
Tel. 03-5759-1061 E-mail: info@ctic.jp
- (横浜) 横浜教区 難民移住移動者委員会 ENCOM YOKOHAMA .....  
Tel. 045-315-7040 E-mail: encomyoko@gmail.com
- (名古屋) 共の会 .....  
Tel. 052-852-1426 E-mail: tomonokai9480@gmail.com
- (大阪) シナピス (大阪大司教区 社会活動センター) .....  
Tel. 06-6941-4999 E-mail: sinapis-b@osaka.catholic.jp
- (広島) フィリピン人労働者を支援する会 (フィリピン国籍以外でも可)  
Tel. 090-7590-0215 (代表 小松 公寛) E-mail: k.komatsu@do.enjoy.ne.jp
- (福岡) 長崎教会管区 技能実習生対応連絡先 .....  
担当 岩本 光弘 (外国人技能実習生権利ネットワーク・北九州)  
Tel. 090-8838-8595 E-mail: brb05210@nifty.ne.jp



# 技能実習制度

## Q & A



いま、日本各地には中国やベトナムなどのアジア諸国からおよそ20万人の外国人技能実習生が来日し、農業、水産業、建設業、製造業を中心とする70以上の職種で働いています。『外国人技能実習制度』は、途上国への技術移転という「国際貢献」を制度の目的と謳っていますが、実際には日本の人手不足を支える安価な労働力となっています。

こうした技能実習制度のもと、保証金・違約金、低賃金、長時間労働、中間搾取、セクハラ、強制帰国などのさまざまな人権侵害が起り、国際社会からは「人身取引の温床」と批判されています。

2016年11月に国会で技能実習制度の「適正化」と拡大のための法律が成立したことから、今後ますます技能実習生の数が増えていくことが予測されます。

発行年月日 2017年2月25日発行

発行 カトリック中央協議会 難民移住移動者委員会  
135-8585 東京都江東区潮見 2-10-10 日本カトリック会館  
Tel.03-5632-4441 FAX.03-5632-7920  
E-mail: jcarm@cbcj.catholic.jp URL: <http://www.jcarm.com>

## ●低賃金・長時間労働について

Q1

毎日朝9時から夜10時まで残業もして長時間働いているのに、給料は手取りで毎月5万円程度、残業代は時給400円で別に渡されている。これでは、日本に来るときに支払った借金が返せない。どうしたらよいか？



A

現在の制度のもとでは、技能実習生には労働法が適用されますので、賃金も最低賃金が保障されます。しかし現実には、寮費や水道光熱費などが不当に高く差し引かれていることがあり、実際に受け取る給与額は著しく低いこともあります。また残業代については多くの場合、正当な支払いがされていません。このような場合は、未払い賃金として正当な賃金を請求することが可能です。ただし技能実習生本人が直接労働基準監督署に訴えることにはさまざまな困難がありますので、訴えるためには支援者も協力して慎重に準備する必要があります。



Q2

## ●送出し機関による搾取について

来日を仲介した母国の送出し機関に、100万円程度の保証金を払って日本に来た。また、3年間の実習を終えずに途中で帰国した場合には500万円の違約金を払うとの文書にサインしている。しかし来日後、実習の業種も賃金も話聞いていたのと違っていった。このままでは本国での借金も返せない。どうしたらよいのか？



A

送出し機関と本人との間の契約については、送出し国側の法制度の対象となることから、日本側からの救済がしにくく、制度上の大きな問題となっています。しかし、実習計画と違う業種で働かされている、賃金が正当に支払われていないなど、日本における法違反がある場合などは、救済の手段があります。また、NGOや外国人技能実習機構等の支援により実習実施期間を変更して引き続き日本に滞在できる可能性もありますので、諦めずに方法を探りましょう。



## ●強制帰国について

Q3

労働条件についての苦情を雇用主と監理団体に伝えたところ、翌日、雇用主から「クビだ！すぐに国に帰す」と言われた。どうしたらよいか？



A

技能実習生が雇用主に苦情を訴えたり、外部機関に救済をもとめたことが雇用主に知られると、即座に「強制帰国」させられることがあります。「強制帰国」を防ぐためには、訴えるにあたり、慎重な準備が必要です。

また、実際に強制帰国されそうになった場合には、早急に専門的な支援団体や救済機関に連絡する必要があります。

もし対応できないまま空港等に連れて行かれてしまった場合には、出国審査をする入管職員に「強制帰国であり、帰国の意思はない。他の実習実施機関で実習を継続したい」と伝えてください。強制帰国を止められる可能性があります。



## ●注意すべきこと

- 技能実習生本人が直接訴えることにはさまざまな困難があるので、支援者も協力して慎重に準備する必要があります。
- 日本カトリック難民移住移動者委員会では、地域の専門的な支援団体のリストをホームページなどで提供しています。まずは裏面に紹介するカトリック関係団体にご相談ください。

